**【経済産業政策】**

１．世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気・ガス料金等の上昇は、日本の経済社会に広範な影響を与えている。電気・ガス等の料金は、今後さらに上昇する可能性があり、家庭や企業などの負担増加が見込まれている。急激な料金の上昇によって影響を受ける家庭・企業などを支援する施策を早急に実施すること。あわせて、今後とも継続的に予算措置を行うよう国に働きかけること。

健康福祉局価格高騰支援給付金担当

現在、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和5年度住民税非課税世帯等に対し、１世帯あたり３万円（１回限り）を給付する「令和５年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金」を設けております。本市では、これまでも市民生活の安心に向け、生活を守る取組を進めてきたところですが、社会状況の変化に応じて国の動向を踏まえながら、今後も必要な取組を進めてまいりたいと存じます。

経済労働局企画課

国において、エネルギー価格の高騰の影響を受ける企業等の負担を軽減するため、燃料油の価格を抑制する支援や、電気・都市ガスの負担を軽減する支援が実施されておりますが、支援期間の延長について、新たに発表される総合経済対策の中に盛り込む方向で調整されているところでございます。

今後につきましても、国の総合経済対策を注視するとともに、本市の役割といたしましては、国、県における広域的な下支えに対し、中小企業の中長期的な事業継続に向けて、経営基盤の強化が図られる支援を行うことが重要であると考えておりますことから、専門家による経営相談、生産性向上を図る先端設備導入や展示会等の共同出展に対する補助、伴走支援型経営改善資金による資金繰り支援などにより、引き続き、市内中小企業をしっかりと支援してまいりたいと存じます。

２．政府の「ＧＸ実現に向けた基本方針」の実施をうけ、市として施策を実施するにあたっては、関係産業や労働組合を含む関係当事者との積極的な社会対話を基本にすすめること。あわせて、「公正な移行」の具体化にあたっては、「グリーンな雇用創出」「失業なき労働移動」など重層的なセーフティネットへの検討を行うこと。

臨海部国際戦略本部

川崎臨海部の産業競争力を維持・強化しながらカーボンニュートラル化を図るため、２０２２年３月に川崎カーボンニュートラルコンビナート構想を策定するとともに、２０２２年５月に川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会を設立し、立地企業等との連携によるプロジェクトの推進等に取り組んでいます。

経済労働局労働雇用部

また、産業団体や労働組合などの関係団体等と必要に応じて意見交換を実施するなど、市民意見を反映した施策を実施するよう努めてまいります。

３． 公益性の高い上下水道事業については、自治体における技術・管理人材の確保に努めるとともに、公共サービス事業の持続性・安定性と安全性を担保し、緊急時における自治体間の相互応援体制の整備を促進すること。また、市の工業用水事業が抱える課題と対策について国・県と共有化をすすめ、事業者が安心して利用できる環境を構築すること。

上下水道局経営戦略・危機管理室

人材の確保につきましては、川崎市職員採用説明会などを通じて、上下水道局の魅力を積極的に発信するとともに、専門的な知識・技術・技能を確実に継承するため、OJTを中心に人材育成を推進してまいります。また、事業の持続性等につきましては、更なるお客さまサービスの向上や業務の効率化、業務継続性の向上等に向けたデジタル化の推進により運営基盤の強化を図るとともに、資産の有効活用による収益確保策の検討や、料金等のあり方などの財政基盤の強化に資する検討を進めてまいります。

　緊急時における自治体間の相互応援体制の整備につきまして、水道事業につきましては、（公社）日本水道協会による応援協定や19大都市水道局による相互応援体制が構築されており、また下水道事業におきましても、大都市間の連絡・連携体制ルールに基づく応援体制が構築されておりますが、今後も他都市との継続的な訓練を実施するとともに、広域連携による応援体制の強化に努めてまいります。

　工業用水道事業の抱える課題及び対策につきましては、機会を捉えて関係省庁と共有を図り、工業用水道利用者が安心して利用できる環境の構築について、制度の見直しを進めてまいります。

４．ＡＩ、ＩоＴ、ＩＣＴなどの活用による社会的課題の解決や産業競争力の向上に向けて民間企業などにおける研究開発や設備投資がさらに求められることから、特に中小企業におけるＤＸ推進施策を強化すること。また、デジタル技術を活用して仕事をすすめるためのスキルやＩＴリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実させること。

経済労働局労働雇用部

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、企業を取り巻く操業環境は急激に変化し、オンラインによる取引機会の拡大などデジタル技術を活用した業務改善の必要性が今後、ますます高まることから、デジタル化の推進やICT活用などの設備投資を促進し、高付加価値化と業務効率化を図り、生産性を向上させることが重要であると考えております。

　本市におきましては、ＩＣＴの活用や先端設備等の導入を支援するための補助事業等を実施しており、今後、デジタル化に対する意識や関心を高める取組も行い、市内中小企業の競争力強化を図るとともに、生産性向上に向けたデジタル化等の経営課題の解決を図ることができる中核的な人材の技術、技能又は知識の習得を図る取組に対する補助などを通じて、人材の育成強化にも取り組んでまいりたいと存じます。

**【雇用・労働政策】**

５．2025年４月からの障がい者雇用率の段階的引き上げに伴い、市は率先して障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率以上を目標として取り組むこと。あわせて障がい者及び企業を支援する障害者地域就労援助センターなど関係機関の機能強化を支援し、障がいの有無、種類及び程度に関わらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みをすすめること。

総務企画局人事課

本市の令和５年（２０２３年）６月１日時点の障害者雇用率については、２．８４％と神奈川労働局へ報告したところでございます。

　令和４年度から令和７年度を計画期間とする本市の障害者活躍推進計画における障害者実雇用率の数値目標は３．０％以上のため、目標達成に向けて引き続き積極的に取り組んでまいります。

健康福祉局障害者社会参加・就労支援課

本市の令和５年（２０２３年）６月１日時点の障害者雇用率については、２．８４％と神奈川労働局へ報告したところでございます。

　令和４年度から令和７年度を計画期間とする本市の障害者活躍推進計画における障害者実雇用率の数値目標は３．０％以上のため、目標達成に向けて引き続き積極的に取り組んでまいります。

　健康福祉局；障害者雇用に関する就労者への支援機関として、市内には就労移行支援事業所があるほか、補助事業として市内３か所に障害者地域就労援助センターを設置し、職業能力と適正に応じた就労支援と定着支援等を実施し、障害者の適正や状況に合せて多様な働き方が実現できるように支援しています。

　なお、就労移行支援事業所は令和４年４月には32か所、令和５年４月には37か所と増えています。

　一方、障害者雇用に関する企業への相談・支援機関として、本市では、平成31年度に『企業応援センターかわさき』を設置し、障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による障害者雇用の啓発や障害者の雇用相談を行っております。

　『企業応援センターかわさき』においては、障害者地域就労援助センター等と連携を図りながら、法定雇用率の算定対象となる週20時間以上の雇用相談を行っているほか、法定雇用率の算定対象とならない週20時間未満の短時間雇用について、求人開拓や企業への丁寧な対応によるマッチングを行っております。

　令和６年４月以降、法定雇用率が引き上げられることなどを踏まえ、令和５年度から企業、支援機関、ハローワークなどが委員となる『川崎市障害者等雇用促進プラットフォーム』を試行的に開催し、委員から意見や助言をいただき、障害者雇用施策の検討を行い、シームレスな支援の実施につなげていきたいと考えております。

６．男女がともに仕事と生活の調和を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、仕事と育児や介護等の両立支援に向けた環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得と取得期間の延長を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

経済労働局労働雇用部

本市では、育児や介護と仕事の両立支援や有給休暇の取得率向上などに意欲的に取り組む企業に対して、必要に応じて、社会保険労務士などの専門アドバイザーを派遣し、課題解決に向けた助言などを行うとともに、ホームページや「かわさき労働情報」等によりワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発や助成制度の広報などを行っているところです。また、国におきましては、従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための中小企業両立支援助成金制度を制定するなど、それぞれの役割の中でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備に努めております。

今後とも、こうした本市の取組と国などの取組との相乗効果が図られるよう、国、関係部局及び中小企業団体や商工会議所など市内産業界との連携を強化し、ワーク・ライフ・バランスを導入しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

７．セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせてあらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を整備するとともに、職場環境の改善と人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

経済労働局労働雇用部

本市では、「かわさき労働情報」への掲載、「働くためのガイドブック」、市ホームページ等を通じ、ハラスメントに関する啓発・広報を行うとともに、市内２か所の労働相談窓口において、ハラスメントを含めた労働問題に関する相談対応を行っております。今後につきましても、「かわさき労働情報」等を活用した啓発活動や市民の方が相談しやすい環境整備に務めてまいります。

**【福祉・社会保障政策】**

８．新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが「５類」に移行された後も、医療機関への影響は甚大であることから、引き続き医療提供体制の整備に向け、公立病院をはじめとする医療機関の体制強化をはかるとともに、過重労働の解消やメンタルヘルス対策などの労働安全衛生対策を強化すること。

健康福祉局感染症対策担当

新型コロナウイルスが５類感染症に位置付けられたことにより、県に協力し幅広い医療機関における外来対応を目指すなど通常の医療体制にシフトすることで医療現場の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

病院局庶務課

市立病院としては、平時から感染管理に関する技術研修を実施するなど体制強化を図るほか、時間外勤務の縮減、メンタルヘルス対策にも引き続き取り組んでまいります。

９．放課後児童クラブについて、希望するすべての児童が入所できるように拡充をはかるとともに、運営時間の拡大等、ニーズに応じた良質なサービスの拡充を推進すること。あわせて、安全性の確保に向け、有資格支援員の増員をはかること。

こども未来局青少年支援室

本市では、保護者の就労を受け入れ要件とせず、全ての小学生を対象に、全市立小学校敷地内で、わくわくプラザ事業を実施しています。

　わくわくプラザでは、平日は授業終了時から午後６時まで、土曜日は、午前８時３０分から午後６時まで、小学校の長期休業日等の平日は、午前８時から午後６時まで利用することができます。午後６時までに児童のお迎えが困難な場合には、引き続き児童の居場所と安全を確保するため、平日の午後７時まで、「子育て支援・わくわくプラザ事業」も実施しています。

　今後につきましても、引き続き、利用者の多様なニーズに対応しながら、わくわくプラザ事業を推進してまいります。

　また、有資格支援員の増員についてですが、運営法人と調整し、多くのスタッフが放課後児童支援員認定資格研修を受講できるようにしております。

10．各世帯で抱えている複雑化・複合化する問題の相談や支援に対応するため、改正社会福祉法によって創設された「重層的支援体制整備事業」の体制整備に取り組むとともに、アウトリーチサービスの充実につとめること。

健康福祉局地域包括ケア推進室

本市では、各区役所内に「地域みまもり支援センター」を設置し、高齢者や障害のある方、子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を目指す取組を進めています。

　具体的には、地域での様々な見守り・支え合いの取組による課題を抱えた住民の早期発見や、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能の充実を図るとともに、専門相談支援機関等との連携を強化し、地域における多様な主体との円滑な連携を推進しています。

　今後についても、こうした取組を推進するとともに、国の示す「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステム構築をめざします。

11．「ヤングケアラー」・「若者ケアラー」に関する実態把握をすすめ、支援が必要と考えられる方には行政から積極的に働きかける「プッシュ型」の支援に取り組むこと。あわせて「ヤングケアラー」という言葉の認知を高めることにより、周囲の理解を深め、早期の発見につながるよう広報活動を強化すること。

健康福祉局企画課（児童家庭支援・虐待対策室）、こども未来局地域包括ケア推進室

ヤングケアラーは、周囲から見えづらく支援の手が届きにくい課題の一つと認識しており、早期発見に結び付けることができるよう、スクールソーシャルワーカーや支援教育コーディネーター等を対象とした研修を実施したほか、要保護児童対策地域協議会に対する研修、子どもの支援に携わる人たちへの周知などを進めるとともに、負担を感じた場合には、子ども自身がSOSを発信し、相談できるよう、本人への啓発についても取り組んできたところであり、引き続き、支援機関や子ども自身等への幅広い普及啓発に努めてまいります。

12．介護職場等の労働環境改善などによる離職防止対策を喫緊の課題とした人員の確保と人材の育成をはかるため、市として調査を行うなど実態を把握したうえで、更なる処遇改善を行うこと。また、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症が発生した場合、サービスの提供自体が危ぶまれる状況が想定されるため、職員が安心して働くことができる職場環境の構築をすすめること。

健康福祉局高齢者事業推進課

介護サービスの最大の基盤は人材でございますので、これまでの人材確保策に加え、昨年度から介護職員に対する家賃支援や初任者研修及び実務者研修の受講料全額補助、研修受講時の代替職員の斡旋など、事業を拡充・強化したところでございます。

　賃金につきましては、国における介護報酬等の制度設計において、本市は「人材の呼び込み」や「定着支援」などについて、それぞれ役割を果たしながら取組を進めていくことが重要と考えております。

　また、介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症等の患者が発生した場合においても、必要なサービスが継続して提供されることが重要であると考えております。

　このため、利用者又は職員に感染症が発生した介護施設・事業所への支援といたしまして、引き続き、必要に応じて感染拡大防止のための衛生用品等の供給を行うほか、サービス提供に必要な介護人材の確保費用、在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用など、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする補助金の交付を実施してまいります。

**【社会インフラ政策】**

13．地域防災計画の見直しにあたっては、実務担当者に女性をはじめ被災時に弱者となりやすい立場の当事者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ、きめ細かなケアが出来るようにすること。あわせて、大規模災害時に備え福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受け入れ対象者を調整して、要支援者の支援を強化すること。

健康福祉局危機管理担当

本市では、指定避難所として市立小中学校等１７６箇所を指定しており、災害発生等により避難が必要な場合には、まず小中学校等の避難所に避難していただくこととしております。

　また、避難所に避難した要配慮者の中には、生活環境が急変すると心身が不安定になり、避難所での生活が難しくなる方もおられることから、安定した避難生活を確保するため、社会福祉施設等を利用した二次避難所の整備にも取り組んでおり、災害発生時後、二次避難所としての受入れ体制が取れ次第、避難所から二次避難所へ移動していただくことを想定しております。高齢者や障害者等の直接避難が可能となる指定福祉避難所につきましては、関係団体等の御意見を伺いながら、関係局区と連携し、検討を進めてまいります。

危機管理本部

本市では、危機管理本部をはじめ、災害対応の実務を担う各局区に女性職員等を配置するとともに、地域防災計画の修正に当たっては、パブリックコメント手続を実施して市民の皆様からの意見を募集するなど、多様な立場の方の意見に配慮しながら、防災施策を推進しているところでございます。引き続き、被災時における様々なニーズに対応できるよう努めてまいります。

14．電動キックボードに関する道路交通法が2023年７月１日に改正され、一定の条件を満たせば運転免許が不要となり、ヘルメットの着用も努力義務となっている。2023年4月から自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務となっているので、電動キックボードや自転車を運転する際の交通ルールの啓発及び運転マナー向上に関する施策を充実させるとともに、県と連携し悪質運転者への取り締まりなどを強化すること。

市民文化局地域安全推進課

　改正道路交通法施行内容等について、市ホームページやメールニュース等で情報発信を行うほか、新たにチラシ等を作成し、周知を図っているところです。また、イベントにおいて、安全利用に関するコーナーを設け、法改正も含めた啓発を実施いたしました。

　引き続き、各種広報媒体を活用した広報啓発を行うとともに、取り締まりの権限のある警察や関係機関と連携しながら安全利用について周知してまいります。

15．暮らしの中で急速にすすむデジタル化に対するデジタルデバイド解消にむけ、デジタル活用支援講習会などをはじめとした施策を推進すること。

総務企画局デジタル化施策推進室

デジタルデバイド解消に向けて、無料のスマートフォン教室や相談会等を市内行政施設において、実施しております。今年度においても、無料のスマートフォン教室や相談会等を市内行政施設で実施する予定であり、引き続きデジタルデバイド解消に向けた取組を推進してまいります。

健康福祉局高齢者在宅サービス課

高齢者のデジタルデバイドへの対応について、シニア向けのPC・スマホ教室やいこいの家等におけるスマホ相談会等を実施しており、今後も高齢者のデジタルデバイドの解消に向けて取り組んでまいります。

**【環境・エネルギー政策】**

16．海洋プラスチックごみ問題の解決をめざし、劣化し細かく砕けたマイクロプラスチックを生みださないよう、国や県、産業界などと連携して使い捨てプラスチック製品の削減に取り組むこと。あわせて河川や海岸線等のプラスチックごみの回収に向けた取り組みを強化すること。

環境局廃棄物政策担当減量推進課

プラスチックごみの削減に向けて、市内事業者との連携により、プラスチック資源循環の取組を推進するとともに、使い捨てプラスチック使用製品の削減等、排出抑制や再資源化等の取組が推進されるよう国に対して要望をしております。

　海洋プラスチックごみの多くは、街などの陸域でポイ捨てされたごみなどが河川を伝って流れ出たものと言われています。

　ポイ捨てのないまちに向けては、「ごみを捨てない」という環境意識の醸成を図ることが重要ですので、川崎駅をはじめ、市内主要駅周辺で毎月実施しているキャンペーンにおいて、清掃活動や啓発活動の実施や飲料容器等散乱防止指導員による巡回パトロールの実施のほか、ＳＮＳ等の各種広報媒体を活用した普及啓発を実施しています。

今後、これまでの取組に加え、ボランティア団体等との連携による美化活動や、とりわけ高校、大学等の若い世代のネットワークを活用した情報発信の強化を図るなど、一層の地域環境美化に向けた取組を推進してまいります。

17．従来、政府が掲げた電気料金の負担軽減策では対象外となっていた特別高圧で受電する大規模工場や大規模小売店が電気料金の負担軽減策の対象として新たに加えられたことを受け、市は支援を強化すること。あわせて、今後とも状況に応じて、継続的に予算措置を行うよう国・県に要望すること。

経済労働局企画課

特別高圧受電者への支援につきましては、神奈川県において県内中小企業のうち特別高圧を受電している製造業や倉庫業を対象として、令和５年度上半期分の電気使用量に応じた給付金を支給しているところでございます。

今後につきましても、新たに発表される国の総合経済対策を注視するとともに、本市の役割といたしましては、国、県における広域的な下支えに対し、中小企業の中長期的な事業継続に向けて、経営基盤の強化が図られる支援を行うことが重要であると考えておりますことから、専門家による経営相談、生産性向上を図る先端設備導入や展示会等の共同出展に対する補助、伴走支援型経営改善資金による資金繰り支援などにより、引き続き、市内中小企業をしっかりと支援してまいりたいと存じます。

18．食品ロスを削減し、循環型社会環境を実現するため、食品リサイクル制度の普及啓発をはかること。あわせて賞味期限に関する商習慣の緩和に向けて、引き続き関係者への啓発に取り組むとともに、消費者の理解を深めるための広報活動に取り組むこと。

環境局減量推進課

食品ロス削減について、ホームページやリーフレット、イベント等により、引き続き広く市民や事業者へ周知・啓発を行ってまいります。

市民に対する食品の使いきりや食べきり等に関する広報とともに、事業者に対しても、問合せ対応、ヒアリングや立入検査時などの機会を捉え、商品の売りきり等による食品ロスの削減や各種リサイクル制度等について啓発を行い、さらなる理解の促進に努めてまいります。

**【教育・人権・平和政策】**

19．高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度及び、返済支援制度を創設すること。あわせて給付型奨学金の拡充を国・県に求めること。

教育委員会学事課

本市の大学奨学金制度は、国の奨学金制度との併用が可能なものとなっており、国では、意欲ある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、令和２年度から高等教育の修学支援新制度を開始し、授業料、入学金の免除、減額や、給付型奨学金などの支援が拡充されているところでございますので、今後も、引き続き社会経済状況や国及び他の自治体における制度の内容を注視してまいります。

経済労働局労働雇用部

奨学金返還支援制度は、導入自治体の地域特性などを踏まえ、若者の地元定着による人材確保を図る取組として行われているものと認識しているところでございます。

今後につきましても、若者を含めた就業希望者に市内中小企業に対する理解を深めていただき、企業の人材確保につなげてまいりたいと存じます。

20．性的指向と性自認〈SOGI〉に関する差別やハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。

市民文化局人権・男女共同参画室

川崎市では、性的マイノリティ支援に向けた映画上映イベントによる啓発や企業向けのLGBTセミナーによる啓発に取り組んでいます。

　また、共に生活をしていきたいという当事者カップルの気持ちを、市が受け止める制度として、令和2年7月に川崎市パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

　今後も性的マイノリティ当事者が抱える生きづらさの解消や性的マイノリティへの理解を促進する取組を続けていきます。

21．教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、学校における働き方改革をすすめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、ＩＣＴの専門スタッフなどの人的措置を更に推進すること。また、教員の欠員を確実に補充するための人材確保に向けた具体的な施策を早急に行い、子どもたちの学びを保障すること。

教育委員会教育政策室、教職員企画課、指導課、教育相談センター、情報・視聴覚センター

●スクールソーシャルワーカーにつきまして、今年度は1名増員し、１2名の相談・支援体制に拡充することで、これまでの要請派遣に加え学校への巡回派遣を行い、相談ニーズがある子どもや家庭の支援の充実を図っています。

●令和２年度に教職員事務支援員（スクールサポートスタッフ）又は障害者就業員を小中学校全校に配置したところでございますので、引き続き全小中学校への配置を継続するとともに、各学校の実情に応じて効果的な配置の在り方等を検討してまいります。

教員の人材確保については、通常実施している臨時的任用教員等の登録会に加え、臨時登録会の実施等による登録受付機会の拡充等、様々な工夫をしながら教員の確保を図ってまいります。

●児童生徒へのきめ細やかな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもたちへの支援にあたるため、「教育活動サポーター」を学校の要請に応じて配置しているところでございます。

　今後も、一人ひとりの学習状況をよりきめ細かく把握するとともに、状況に応じた適切な支援を行えるよう、引き続き取り組んでまいります。

●スクールカウンセラーにつきましては、全市立中学校・高等学校に各校１名配置しております。学校巡回カウンセラーにつきましては、全市立小学校に加え、令和５年度より市立特別支援学校にも月２回程度の計画派遣を開始しました。これにより全校種で定期的な相談等が可能となり、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のための活動に取り組んでおります。今後につきましても、相談活動の更なる充実に努めてまいります。

●ＩＣＴの専門スタッフ（ＩＣＴ支援員）につきましては、各学校に年１０回配置しており、今後も維持に努めてまいります。

22．ジェンダー平等社会の実現に向け、政府の「第５次男女共同参画基本計画」及び「第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を着実に実行し、進捗状況について率先垂範となるよう公表・報告すること。また、女性活躍推進法の改正に伴い義務付けられた男女の賃金の差異等の公表内容について、情報の把握と男女平等参画・ジェンダー平等の視点からの分析を行い、雇用の全ステージにおける直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。

市民文化局人権・男女共同参画室

川崎市では「男女平等かわさき条例」に基づき策定しました「第５期川崎市男女平等推進行動計画」において、SDGsにおける目標のうちの「目標５ジェンダー平等」と方向性を共有した計画として位置付け、総合的かつ計画的な男女平等施策の推進に取り組んでおり、各施策の進捗状況につきましては、年次報告書としてまとめ、市のホームページで公表しております。また、男女の賃金の差異等の公表につきましては、現時点では常時雇用する労働者が301人以上の企業が対象とされていることから、企業の公表状況や国の施策等を注視してまいります。直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しにつきましては、市内中小企業を対象とする「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じて、女性の積極的な採用、女性従業員の育成や登用、男性従業員の育児休業取得促進など、性別にかかわらず活躍できる職場環境の整備を推進していきます。

**【行財政政策】**

23． 国政・地方選挙ともに投票率の向上が課題となっているが、その中でも若者の投票率の低下が深刻化している。このまま若年層の投票率が下がり続ければ、若年層の意見や思いが反映されていない政策がすすむこととなり偏った世代の政策になってしまう恐れがある。民主主義の根幹をなす全世代への公民権行使啓発の意味からも、市として若年層の政治に関する意識調査を行い、原因を究明するとともに新たな広報活動の充実や市の審議会に「若者枠」を設置する等、関係機関と連携し若年層の投票率向上に取り組むこと。

選挙管理委員会選挙部選挙課

本市といたしましても、この状況は重要な課題であると考えているところです。

　意識調査については、定期的に市長選挙が執行された翌年に「川崎市民アンケート」の中で、投票しなかった理由等、選挙に関する設問を設け調査しており、直近の令和４年度に実施したアンケート調査の「投票しなかった理由」では、若い世代においては、「政治や選挙に関心がなかったから」、「仕事や用事等で忙しかったから」という理由が多く、この結果は全国的にもほぼ同様の結果となっています。

　若年層の投票率向上に向けては、選挙が執行される際にも、若い世代の方が情報に触れる機会が多いSNSや電車内の動画放映などによる選挙啓発を行っておりますが、やはり、日頃からの「社会参加への意識醸成」や「政治や選挙への関心を高める」取組が重要であると考えているところです。

　このため、中長期的な視点に立ち、選挙権年齢に達する前の世代を対象に、政治や選挙への関心を高める取組として、市内の小・中学校や高等学校と連携した「選挙出前講座」や、実際の選挙器材を使った「生徒会役員選挙協力事業」を継続して実施しているところです。

　今後につきましても、新たに市内大学の学生と直接、意見交換の場を設ける等、若者の選挙に対する意識の把握や効果的な手法の検討を行い、若年層の投票率向上に向けた取組を一層推進してまいります。

24．成年年齢の引下げによる18歳・19歳の未成年者取消権喪失に伴い、悪徳業者による被害拡大が報告されている。市として成年年齢引下げに伴う被害が拡大することのないよう充分な注意喚起を行うとともに、国・県と連携し実効性のある施策を速やかに実現すること。

経済労働局消費者行政センター

本市においては、成年年齢引下げに伴い、想定される消費者トラブル等についての啓発動画を作成し、デジタルサイネージやＳＮＳ広告、劇場CM等により、18歳・19歳を含めた若者への啓発を実施しております。また、これから成年となる中高生等に対する消費者教育として、国、県、教育機関等と連携を図りながら、教育現場で活用できる教材の充実に努めるなど、若者の消費者被害の防止に向けたさらなる取組を推進してまいります。

25．デジタル技術の活用による行政サービスの見直しにより、県民生活の利便性向上やデジタル・セーフティネットの構築につなげ、新たなデジタル行政基盤を指向すること。国がすすめているマイナンバーカードの普及にあたっては、引き続き国と連携し市民への周知をすすめるとともに、市民の不安を払拭するため、更なる個人情報の厳格な保護、なりすまし防止、また個人情報保護委員会の機能強化などの個人情報保護策を講じること。

総務企画局デジタル化推進室　情報化施策推進室　行政情報課

本市では、デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プランに基づき、デジタル技術とデータを活用して、「誰でも、どこでも、便利に」行政サービスを利用することができるデジタル市役所の実現に向けて取り組んでおります。各種行政手続については、来庁することなく、いつでも、どこからでもオンラインで手続ができるよう、令和５年４月から「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」の本格稼働等により、行政手続の原則オンライン化を実施したところであり、今後も課題のある手続のオンライン化を検討するとともに、バックオフィスにおいてデジタル処理による業務の効率化を推進してまいります。

その上で、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）につきましては、平成２９年１１月から情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の本格運用が開始されたことに伴い、社会保障・税等の手続きにおいて、課税証明書等の添付書類の提出が不要になるなど、市民の利便性の向上が図られております。また、マイナンバーカードを活用した各種証明書が平成２８年１月から全国のコンビニで発行できるほか、令和３年１０月からは健康保険証としての利用が本格開始されるなど、今後もマイナンバーカードを活用した新たなサービスが生まれることで、更にマイナンバーカードを取得するメリットが見込まれます。これらの内容について、引き続き市政だよりやホームページ等で広く周知していくとともに、さらなる利便性向上に努めてまいります。

また、個人情報の保護については、令和5年4月に施行された改正個人情報保護法及び川崎市個人情報保護法施行条例に基づく取組を、個人情報保護委員会と連携・協力しつつ、進めてまいります。

26．消費者による不当な要求が働く環境を著しく阻害している。悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントの防止に向けて、倫理的な消費者行動を促進するための施策を一層推進すること。また、カスタマーハラスメントに関わる実態調査等を行い、対策に関する研究等をすすめるとともに自治体としての認識を示すこと。

経済労働局労働雇用部、消費者行政センター

カスタマーハラスメントについては、顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、労働者の就業環境が害されるものと定義されており、社会的にも大きな問題となっています。本市においては、市内２か所の労働相談窓口において各種ハラスメントに関する相談を受け付けるとともに、かわさき労働情報においてカスタマーハラスメントに関する相談事例を紹介するなど情報発信をしているところです。今後につきましても、厚生労働省が実施した「令和２年度職場のハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、情報発信等に努めてまいります。

また、消費生活の多様化により、相談内容は複雑化しており、それに伴い不条理な苦情も多く寄せられていることから、消費者行政センターでは、本市や国民生活センターが開催する研修等に積極的に参加し、苦情への対応・対策について、幅広く情報収集に努めてまいります。